

議案第49号

大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について

大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年6月3日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、愛知県の福祉医療費支給事業事務取扱要領が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年大口町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「健康保険法（大正11年法律第70号）の療養に要する費用額の算定方法」を「診療報酬の算定方法」に改め、「当該」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(母子・父子家庭医療費の支給)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の医療に要する費用の額は、<u>診療報酬の算定方法</u>の例により算定した額（法令の規定に基づき、これと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</p> <p>3・4 略</p> | <p>(母子・父子家庭医療費の支給)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の医療に要する費用の額は、<u>健康保険法（大正11年法律第70号）の療養に要する費用額の算定方法</u>の例により算定した額（当該法令の規定に基づき、これと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</p> <p>3・4 略</p> |